

## 農地転用にかかる協議証明書（4条）

## 協定書

長浜南部土地改良区理事長 小林 喜八郎（以下「甲」という）と転用組合員（以下「乙」という）は 用地のため農地転用に伴う 長浜南部土地改良区 の地区除外すべき土地に係る土地改良法第42条第2項の規定による決済金及び転用後の土地改良事業に対する措置等について下記の通り協定を締結する

記

第1条 乙の 用地のための農地転用に伴い地区から除外すべき土地は下記のとおりでありその債務は乙がその義務を負うものとする

記

町名	小字	番地	地目	面積	備考

第2条 乙が甲に決済すべき債務の額は別紙納入通知書のとおりとする

第3条 乙は用排水のための水利設備および水使用にあたり地区内かんがい水に支障を来しもしくは土地改良施設の利用を害しない様措置を講じなければならない。万一これらの原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたしもしくは土地改良施設の利用を害したときは乙は甲に対し損害の弁償をなしもしくは甲の申し入れのあったときは乙は土地改良施設の代替施設その他必要な補償施設をしなければならない。

第4条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし流水を使用しもしくは土地改良施設に汚水および廃液を放流しましたはこれらにかかる一切の物件を設置してはならない。

なお、当該地に送水管が埋設されている場合以下において、官民境界線から記載の範囲内においても一切の物件の建設設置を認めない。これに反して設置された物件の損害についてはいかなる場合も乙がその責を負うものとする。

万一これらの行為により土地改良施設の利用を害したときは甲は原状回復その他必要な措置を乙に命じ乙は損害その他すべての責を負うものとする。

## 埋設管の表示

構造規模	設置箇所	制限範囲
		側 境界線より m

第5条 甲が施行する土地改良事業または復旧事業に対し用地の使用もしくは土地改良施設の維持管理その他事業遂行のため乙に協力をもとめたときは全面的に乙は甲に協力するものとする。

第6条 乙は、転用後において当該地を売買等により権利移転する場合、事前に承継人に対しこの協定に定められた事項につき説明のうえ承諾を得ることとする。またその旨を両当事者記名捺印の上、甲に通知するものとする。その後の権利移転についてもすべて同様とする。

第7条 この協定に定められた事項につき疑義が生じたときまたは協定を変更する必要を生じたときはその都度甲と乙が協議をするものとする。

以上の協定を証明するため本記2部を作成し甲乙は記名捺印しそれぞれ1部を保存するものとする。

令和 年 月 日

甲 長浜南部土地改良区

理 事 長 小 林 喜 八 郎 印

乙 県 市 町 番地

印

## 農地転用にかかる協議証明書（5条）

## 協定書

長浜南部土地改良区理事長 小林 喜八郎（以下「甲」という）と転用者  
県 市 町字 番地

（以下「乙」という）および転用組合員（以下「丙」という）は 用地のため農地転用に伴う 長浜南部土地改良区 の地区除外すべき土地に係る土地 改良法第42条第2項の規定による決済金及び転用後の土地改良事業に対する措置 等について下記の通り協定を締結する

記

第1条 乙の 用地のための農地転用に伴い地区から除外すべき 下記の土地にかかる丙の甲に対する決済すべき債務は乙又は丙がその義務を 負うものとする

記

町名	小字	番地	地目	面積	備考

第2条 乙が丙から引受けをなし甲に決済すべき債務は別紙納入通知書のとおりと する

第3条 乙は用水のための水利設備および水使用にあたり地区内かんがい水に支 障を来しもしくは土地改良施設の利用を害しない様措置を講じなければなら ない 万一これらの原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたしもしくは土地改良施設の利用を害したときは乙は甲に対し損害の弁償をなしもしくは甲の申し入れのあったときは乙は土地改良施設の代替施設その他必要な 補償施設をしなければならない

第4条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし流水を使用

しもしくは土地改良施設に汚水および廃液を放流またはこれらにかかる一 切の物件を設置してはならないなお、当該地に送水管が埋設されている場合 下表において、官民境界線から記載の範囲内においても一切の物件の建設設 置を認めない これに反して設置された物件の損害についてはいかなる場合 も乙がその責を負うものとする

万一これらの行為により土地改良施設の利用を害したときは甲は原状回復 その他必要な措置を乙に命じ乙は損害その他すべての責を負うものとする 埋設管の表示

構造規模	設置箇所	制限範囲
		側境界線より m

第5条 甲が施行する土地改良事業または復旧事業に対し用地の使用もしくは土地 改良施設の維持管理その他事業遂行のため乙に協力をもとめたときは全面 的に乙は甲に協力するものとする

第6条 乙は、転用後において当該地を売買等により権利移転する場合、事前に承 継人に対しこの協定に定められた事項につき説明のうえ承諾を得ることとす る またその旨を両当事者記名捺印の上、甲に通知するものとする その後 の権利移転についてもすべて同様とする

第7条 この協定に定められた事項につき疑義が生じたときまたは協定を変更する 必要を生じたときはその都度甲と乙が協議をするものとする 以上の協定を証明するため本記3部を作成し甲乙丙は記名捺印してそれぞれ1 部を保存するものとする

令和 年 月 日  
甲 長浜南部土地改良区  
理 事 長 小 林 喜 八 郎 印

乙 県 市 町 番地 印

丙 県 市 町 番地 印

印